

平成 20 年度第 1 回情報選定専門委員会
からの報告

平成20年度第1回情報選定専門委員会からの報告

題名	情報源の種類	情報収集の視点			④検討に見合う情報か	⑤総合的な検討の必要性	⑥緊急な情報提供の必要性	分類案
		①健康被害の未然防止	②危害の拡大防止	③正しい情報提供				
1 社会福祉施設におけるノロウイルス食中毒予防 (調理従事者検便、拭取り検査等による汚染経路の分析とその対策)	現場情報 (健康安全部食品監視課、多摩府中保健所)	×	○	○	○	○	○	評価委員会で検討すべき情報
2 食肉の生食が原因と考えられる食中毒の予防	現場情報 (健康安全部食品監視課)	×	○	○	○	○	○	評価委員会で検討すべき情報
3 食肉製品製造施設における <i>Listeria monocytogenes</i> 汚染	現場情報 (健康安全研究センター広域監視部)	○	△	○	×	/	/	引き続き情報収集 ※1
4 シナモン含有食品中のクマリンについて	現場情報 (健康安全研究センター広域監視部)	○	△	○	○	○	×	評価委員会で検討すべき情報
5 過剰のミネラルを含むダイエタリーサプリメントについて	海外情報、現場情報 (健康安全研究センター)	○	△	○	○	○	○	評価委員会で検討すべき情報

※1 リステリアによる食中毒の発生状況は十分に把握できていないため、引き続き情報収集する。

《判定の視点》

- ①健康被害の未然防止の視点:現在、健康被害は生じていないが、都の実態調査における汚染実態や外国等での健康被害の発生などから、将来、都民への影響が考えられるもの
- ②気概の拡大防止の視点:以前から危害が知られている、あるいは危害は顕在化していないが健康被害の端緒が見られているもので、迅速かつ的確な対応を図ることにより、被害を最小限にとどめることができる可能性のあるもの
- ③都民への正しい情報提供の視点:リスクの程度や健康影響についての情報が必ずしも十分に得られていないために、都民生活に不安や影響を及ぼすおそれのあるもの
- ④検討に見合う情報か(質・量等)。:国や海外等における対応状況や情報源の信頼性等を判断の要素とする。
- ⑤評価委員会で総合的な検討を要する情報か(情報提供の方法の検討を含む。)
- ⑥特に緊急に都民に提供する必要がある情報か。